

橋処理センター維持管理情報

令和7年2月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量 (t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	5,104.71
	2号炉		2,329.31
	3号炉		4,435.72

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ^{※1}に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		令和7年2月1日 ~ 令和7年2月28日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 ^{※2}	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	焼却炉出口	1157	800°C以上
	2号炉		1125	
	3号炉		1118	
集じん器に流入する燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	集じん機入口	185	おおむね 200°C以下
	2号炉		178	
	3号炉		188	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	1号炉	煙突入口	13.3	100ppm以下
	2号炉		13.2	
	3号炉		14.0	

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	-
	2号炉	-
	3号炉	-
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	-
	2号炉	-
	3号炉	-

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目		測定に係る排ガスを採取した年月日		測定の結果の得られた年月日	
	1号炉	-		-	
	2号炉	令和7年2月21日		令和7年3月7日	
	3号炉	-		-	
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果		基準値
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	1号炉	煙突	-		0.1
	2号炉		-		
	3号炉		-		
硫黄酸化物濃度 (ppm) 【硫黄酸化物排出量 (m ³ N/h)】	1号炉	煙突	-		- 【15.7】
	2号炉		3.3 【0.17】		
	3号炉		-		
ばいじん濃度 (g/m ³ N) (O ₂ 12%換算)	1号炉	煙突	-		0.04
	2号炉		0.0010未満		
	3号炉		-		
塩化水素濃度 (mg/m ³ N) (O ₂ 12%換算)	1号炉	煙突	-		150
	2号炉		6.3		
	3号炉		-		
窒素酸化物濃度 (ppm) (O ₂ 12%換算)	1号炉	煙突	-		250
	2号炉		17		
	3号炉		-		

※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※2 測定の結果については、月の平均値とする。